【私の提言】

一区第３町内会　　佐藤　勝信

個人情報保護法を正しく理解し、おせっかいを焼こう
―白石区姉妹「孤立死」報道に接して―

「姉急死後、妹衰弱死か」「姉病死、妹は凍死」とショッキングな見出しの記事が１月 22 日 23 日と道新に掲載された。その後にテレビにて特番が組まれて報道されたことは、このことの重大性を表している。テレビ報道を見ていて、関係者達が個人情報保護法をたてに対処することの難しさ、対処しなかったことの言い訳を述べていることには、強い違和感を覚えた。

確かに法律では第三者への個人情報の提供を厳しく制限をしている（第三者提供の制限法 23 条)。例えば、警察や検察からの求めがあったとしても、刑事訴訟法に基づくものでなければ提供してはいけないと。但し、「あらかじめ本人の同意を得ないで、本人以外の者（第三者）に個人データーを提供してはいけません」となっているのであって、本人の同意を得られればなんら問題になることはない。

「孤独死」や「孤立死」を防ぐためには、この「本人の同意」を得る作業こそ非常に意味ある行動であると考えます。例え法律が許すことになったとしても、本人（家族）の同意を得ることができずに実施した場合の実効性については児童虐待の事例をみても疑問符がつきます。

私は前回「“あいあいの安否確認”毛細血管を張り巡らせよう」と提言しました。私がＴ男さん宅の訪問を可能にしたのは、民生委員のＹさんの本人の同意を得るための並々ならぬ努力があって初めて為し得たことです。

これらのことは本人の同意を得た時点で、目的の大部分が達成できたといっても過言ではないくらい、必ず踏まなければならない重要なステップです。

東日本大震災以来「絆」や「つなぐ」という言葉を目にすることが多くなりました。失われつつあるこの言葉の重要性が、東日本大震災をきっかけに見直された感があります。

真の「絆」や「つなぐ」の意味を十分に認識し、住みよい地域社会をつくるためにも、個人情報保護法をたてにできない（やらない）ことの言い訳にすることなく、正しく理解し、「心地よいおせっかいを焼こう」と提言したい。